

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社NEO DAISEI
代表者及び住所 兵庫県神戸市中央区栄町通2-4-14
代表取締役 平井 良治
2. 指名停止措置期間 : 令和4年4月27日から令和4年7月26日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社NEO DAISEIは、令和4年3月10日に兵庫国道事務所発注の「国道175号他橋梁維持補修工事(橋梁補修)」の契約を締結したが、工事請負契約書に記載されている技術者の専任要件を満たせないことが判明したため、令和4年4月15日付けで履行不能届を提出した。
兵庫国道事務所は令和4年4月18日付けで上記契約の解除通知を行った。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社NEO DAISEIから履行不能届が提出され、契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 近畿ビルサービス株式会社
代表者及び住所 大阪府富田林市錦織北1-16-38
代表取締役 西田 克也
2. 指名停止措置期間 : 令和4年4月27日から令和4年6月26日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 兵庫国道事務所発注の「兵庫国道事務所庁舎警備等業務」について、令和4年3月9日に開札を行った結果、近畿ビルサービス株式会社が最低入札価格であったが、調査基準価格を下回ったため、落札決定を保留し、同社に低入札価格調査の資料提出を求めた。
しかし、同社から、入札価格に誤りがあり当該価格では本件業務を履行できないとして、令和4年3月16日、低入札価格調査の資料提出及びヒアリングを辞退する旨の届出が提出された。
5. 指名停止措置理由 : 近畿ビルサービス株式会社が低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)